

関電問題

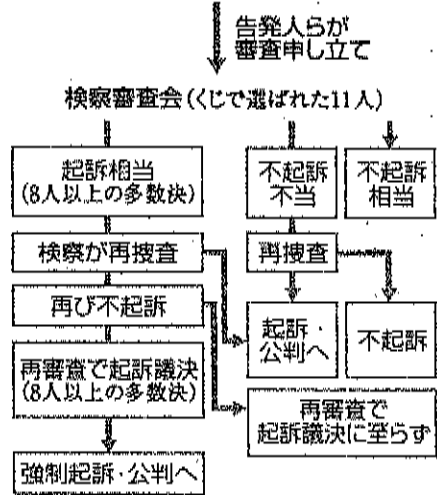
旧経営陣不起訴検査申し立て

告発団体 強制捜査で真相解明を

関西電力の金品受領や報酬補填の問題を巡り、大阪地検特捜部が旧経営陣九人を嫌疑不十分で不起訴処分としたことを不服として、会社法違反（特別背任）などの疑いで告発していた市民団体側が七日、大阪第二検察審査会に審査を申し立てた。申立人は千百九十四人。申立書で家宅捜索などの強制捜査で証拠を入手すれば真相を解明できると訴えた。

市民十一人による検査が起訴相当や不起訴不当と議

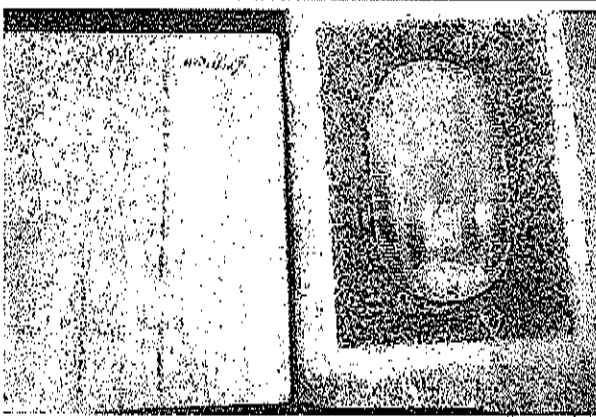
検察審査会の審査の流れ



決すれば、特捜部が再捜査する。九人は八木誠前会長、副社長が高浜町の元助役森山栄治氏（故人）側から受

領した小判や金杯、金貨、商品券などのカラー写真九点も検査に提出した。関電が旧経営陣に損害賠償を求めて起こした訴訟で出された証拠。団体側は共同訴訟に参加している。

オンラインで記者会見した申立代理人の河合弘之弁護士は「大阪地検はあらゆる『へ理屈』を考え抜き不起訴にした。覆すのは市民の力しかなく良識を信じている」と話し、強制起訴につながる起訴相当の議決を求めた。



市民団体側が大查た真大阪第2検察審査会に提出の「小判」

検察審査会 事件の被害者や告発人の申し立てを受け、くじで選ばれた11人の審査員が、検察の不起訴処分が妥当かどうかを審査する。起訴すべきとする起訴相当、再捜査を求める不起訴不当、処分を妥当とする不起訴相当のいずれかを議決する。起訴相当の場合、検察が改めて不起訴として、検査が再び起訴すべきだと判断すれば強制起訴される。

市民団体「関電の原発マネー不正還流を告発する会」は、森山氏側の会社などに不適正な金額で工事を発注したり、東日本大震災後の赤字でカットした役員報酬を補填したりして関電に損害を与えたなどとして九人を告発。特捜部は昨年十一月に不起訴とした。特捜部は金品受領の捜査で発注状況を精査し、不要な工事などはなかったと判断。役員退任後に囑託として再契約した十八人に計二

億五千万円を支払った報酬補填については「具体的な名目で業務を委嘱し、実態がないとは言えない」と結論付けた。